

『桜小おやじの会』会則

1 名称

この会は、『桜小おやじの会』と称する。

2 事務局

この会は、事務局を三郷市立桜小学校内におく。

3 目的

この会は、子ども達の健全な育成のためにその父親等が互いに連携し、地域の親交を深めながら、地域社会の教育力を高めることを目的とする。

4 方針

特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行われぬ。

5 活動

この会は、3の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育的諸行事への協力
- (2) 子ども達の体験学習・運動支援のための奉仕活動
- (3) 会員相互の親睦と研修
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事業

6 会員

この会は、次の中に該当し、本会の趣旨に賛同する有志によって構成する。

桜小学校児童の父親、桜小OB等(男性)、保護者の家族(成人男性)、
保護者の知人(成人男性)、桜小PTAソフトボール部(男性)、
桜小スポーツ少年団指導者、桜小男性教職員

7 入退会

この会の入会、退会は、本人の意志により自由とし、但し、会への届出を本人より行う。

8 会費

この会の会費は、無料とする。但し、親睦等必要に応じて集金する。

9 役員

この会の役員は、次のとおりとする。

会長1名、副会長3名、書記1名、事務局(会計)1名

10 例会

例会は、各学期ごとに1回以上、会長の呼びかけで開催する。

11 経理

この会の活動に要する経費は、助成金、寄付金及びその他の収入によって支弁される。事務局が会計を担当する。

12 細則

この会の運営に関して必要な細則は、本会則に反しない限りにおいて役員会の話し合いによって決めていく。

<附則>

・この会則は、平成19年7月17日より施行する。

方針

- 1 学校、PTAの下部組織ではなく、あくまでも独立した組織である。
- 2 会則には次のとおり規定されている。
 - ① 教育的諸行事への協力
 - ② 子ども達の体験学習・運動支援のための奉仕活動
 - ③ 会員相互の親睦と研修
- 3 学校からの要望に対しては、絶対協力ではないが、子どものための活動であれば積極的に協力する。
- 4 子どものための活動と認識したものは積極的に実施する。
- 5 強制参加の団体ではなく、会員それぞれに得手不得手があるので、「出来ることを出来る人が出来るときに行く」ということであり、活動に会員を縛り付けるものではない。少人数での活動も立派なおやじの会の活動である。
- 6 桜小に限らず子ども達の遊ぶ地域を含めて、子どもが安心して遊べる健全な地域づくりを推進する。